

生駒市条例第12号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4中「2級59号給」を「2級125号給」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。